

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

基本的事項

1 団体の概要

団体名	藤枝市	国調人口(H17.10.1現在)	141,944
構成団体名		職員数(H22.4.1現在)	794
		健全化判断比率の状況	財政再生基準以上 早期健全化基準以上 計画期間：

- 注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。
- 3 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.869 (H22年度)	標準財政規模(百万円)	26,560 (H21年度)
財政力指数(臨財債振替前)	( ) (年度)	地方債現在高(百万円)	101,238 (H21年度)
実質公債費比率(%)	14.4 (H22年度)	うち普通会計債現在高(百万円)	55,152 (H21年度)
経常収支比率(%)	86.5 (H21年度)	うち公営企業債現在高(百万円)	46,086 (H21年度)
実質収支比率(%)	5.7 (H21年度)	積立金現在高(百万円)	9,848 (H21年度)
将来負担比率	95.1 (H21年度)		

- 注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を( )内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の標準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 該当なし
〔合併期日：平成21年1月1日〕 藤枝市と岡部町のこれまで培ってきた歴史と文化を引継ぎ、住民一人ひとりが健康で思いやりのある地域社会の創造を目指し、生きがいと活力に満ちた緑さわやかな自然との共生のまちづくりのテーマを「ひと・まち・自然が美しく 夢と活力あふれる文化の都市」として各種施策を実現していきます。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	藤枝市財政健全化計画（延長計画）
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
既 存 計 画 と の 関 係	藤枝市第4次行財政改革大綱新行動計画
公 表 の 方 法 等	平成22年度2月議会定例会で報告し、その後ホームページで公表
基 本 方 針	行政組織改編によりH21年度から行政経営課を設け、行政運営から行政経営へと視点をシフトし、職員の意識改革を中心とした新公共経営（藤枝型NPM）を推進している。業務改善、効率化を推進し、藤枝市定員適正化計画（H17～H21）を上回る職員数の削減を達成し、また、藤枝市第4次行財政改革大綱新行動計画（H18～H22）に基づき着実に取組み効果をあげている。今後についても、従前の計画同様さらなる定員管理、業務改善を推し進め、財政健全化のため歳入の確保、歳出の徹底した節減・合理化を推進し、市財政基盤の強化を図る。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,249.0	1,912.3	3,701.5	6,862.7
	補償金免除額	282.1	313.5	730.9	1,326.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		2,865.0		2,865.0

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること)。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般債等計	水道事業	1,249.0	1,912.3	3,701.5	6,862.7
小 計 (B)		1,249.0	1,912.3	3,701.5	6,862.7
合 計 (A)+(B)		1,249.0	1,912.3	3,701.5	6,862.7

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般債等計	水道事業		2,865.0		2,865.0
小 計 (B)			2,865.0		2,865.0
合 計 (A)+(B)			2,865.0		2,865.0

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

財政状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>・当市は、県庁所在地である静岡市から20km程に位置し、静岡市のベッドタウンとして発展してきた。現在は、JR東海道本線や東名高速道路、国道1号など太平洋ベルト地帯の交通の要衝として、また、新東名高速道路の（仮称）藤枝岡部インターチェンジの建設も進み、さらに交通の利便性が高まる中、富士山静岡空港の開港により大交流時代を迎え魅力ある街づくりに取り組んでいる。また、平成21年1月1日には、隣接する旧岡部町と合併し、人口14万5千人（県下6位）、194.03Km<sup>2</sup>（県総面積の2.5%）となり隣接する東海道の宿場町として、日常生活圏と行政区域を一致させた総合的な街づくりを進め、都市としての魅力の向上と、なによりも効果的・効率的な行財政運営の実現を目指している。</p> <p>・歳入面では、リーマンショック後の景気低迷による市税収入の伸び悩みや国の三位一体改革による地方交付税の縮減などにより、一般財源の確保が喫緊の課題となっている。平成21年度決算状況では歳入における市税の割合は47%と低迷している。県内23市のうち、財政規模は県下6位であるが、市税の内訳では、特に法人にかかる税収が県下でも低い状況にある。人口1人当たりの県下での状況を見ると、法人市民税は14位、固定資産税償却資産は18位であり、市税全体でも20位と下位となっている。</p> <p>・歳出面では、過去、生涯学習センターや温水プール等の箱物施設、平成15年国民体育大会に向けた総合運動公園整備などの大規模事業、幹線道路、生活道路などの市民生活に密着した投資事業を行ってきたが、その財源である市債の償還が増加している。また、土地開発公社の経営健全化のための一般会計への買戻しに、平成17年度16.4億円、平成19年度は15.7億円を起債対応し、今後の財政運営が懸念されるところである。</p> <p>当市の市債にかかる平成20年度の財務指標を類似団体（39団体）と比較すると、公債費比率16.3%は26位、実質公債費比率15.7%は25位と下位となっている。公債費と年々増加する扶助費等の義務的経費が歳出総額に占める割合は43.0%と高く、投資的経費を圧縮せざるを得ない状況にある。また、経常収支比率は88.4%と類似団体内5位となっており、現在のところ財政の健全性は堅持されているが、市税を中心とした歳入の伸びが期待できない中、義務的経費は増加傾向にあり、財政の健全性を保つためには行財政改革行動計画を着実に取り組み、歳入の増、歳出の徹底的な抑制を行う必要がある。</p> <p>公営事業会計への繰出については、特に公共下水道事業への繰出しが多額であり、その多くが過去の市債の償還金に充てられている。近年、投資事業の圧縮を行い将来負担の軽減に努めているが、さらなる維持管理経費の削減とともに使用料単価の見直しを行い繰出総額の抑制を図る必要がある。</p>	
財政運営課題	課 題	<p><b>市債残高の縮減</b></p> <p>平成21年度の各指標は、公債費比率16.2%（H20は16.3%で類似団体内26位）、公債費負担比率19.5%（H20は18.7%で20位）、起債制限比率12.4%（H20は12.2%で20位）、実質公債費比率14.4%（H20は15.7%で25位）であり、現在把握しているH20年度の公債費に係る財政指標では、類似団体との比較において下位に位置している。財政の健全性の維持や将来の住民負担軽減のためにも、市債発行を抑制し、市債残高の縮減を図る必要があるため、実施計画及び予算査定において、投資事業費の圧縮とともに、国・県補助制度の活用、特目基金の活用により市債発行を抑制する。</p>
	課 題	<p><b>定員管理の適正合理化</b></p> <p>定員適正化計画（藤枝市・旧岡部町合算）の着実な推進により、目標を上回る職員数の削減ができた。平成23年2月に引き続き新たな定員適正化計画を策定し議会へ報告する予定である。今後も、行政組織の再編・スリム化、事務の効率化等により、職員数の減少に向けた取り組みが必要である。市施設の管理の指定管理者制度への移行や民営化あるいは行政の広域化を視野に定数の適正化を図っていく。</p>
	課 題	<p><b>市税収入の確保</b></p> <p>市税収入確保の努力はしているものの、年々市税滞納額は増加している状況にある。平成21年度の現年と滞納繰越分の合計収納率は93.1%で11位（H20は93.6%で12位）と県下では中位に位置しているが、率としては依然として低いため職員の資質向上と滞納整理の強化を目的に国税OBを採用し、平成20年度から広域連合静岡地方税滞納整理機構へ徴収困難事業を移管するとともに、平成22年度からは庁内に、債権回収対策室を設け、動産の差押やインターネット公売に向けた体制を整えたところであり、今後も引き続き、収納率向上のため全庁一丸となって取り組む。</p>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="411 114 611 174">課 題</td> <td data-bbox="611 114 1441 174">公営事業会計繰出金の縮減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="411 174 1441 297">公営事業会計のうち、平成21年度の公共下水道会計への繰出金約6.9億円は、そのほとんどが公債費に充当されており、当市の実質公債費比率を悪化させている要因となっている。維持管理費の徹底した節減合理化と適正使用料への見直しを進めることで、繰出総額の縮減を図る。</td> </tr> </table>	課 題	公営事業会計繰出金の縮減	公営事業会計のうち、平成21年度の公共下水道会計への繰出金約6.9億円は、そのほとんどが公債費に充当されており、当市の実質公債費比率を悪化させている要因となっている。維持管理費の徹底した節減合理化と適正使用料への見直しを進めることで、繰出総額の縮減を図る。	
課 題	公営事業会計繰出金の縮減				
公営事業会計のうち、平成21年度の公共下水道会計への繰出金約6.9億円は、そのほとんどが公債費に充当されており、当市の実質公債費比率を悪化させている要因となっている。維持管理費の徹底した節減合理化と適正使用料への見直しを進めることで、繰出総額の縮減を図る。					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="411 297 611 358">課 題</td> <td data-bbox="611 297 1441 358">土地開発公社の経営健全化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="411 358 1441 510">土地開発公社の経営の健全化に関する計画（平成17年度から平成21年度）に積極的に取り組んだ結果、平成19年度末に目標（保有期間5年以上の債務保証対象土地簿価総額 / 藤枝市の標準財政規模 = 基準年度0.230であり、達成すべき目標値0.1以下に対し0.013となった）を達成した。今後も、一般会計による買戻し等を進め、健全化を維持するよう努める。</td> </tr> </table>	課 題	土地開発公社の経営健全化	土地開発公社の経営の健全化に関する計画（平成17年度から平成21年度）に積極的に取り組んだ結果、平成19年度末に目標（保有期間5年以上の債務保証対象土地簿価総額 / 藤枝市の標準財政規模 = 基準年度0.230であり、達成すべき目標値0.1以下に対し0.013となった）を達成した。今後も、一般会計による買戻し等を進め、健全化を維持するよう努める。	
課 題	土地開発公社の経営健全化				
土地開発公社の経営の健全化に関する計画（平成17年度から平成21年度）に積極的に取り組んだ結果、平成19年度末に目標（保有期間5年以上の債務保証対象土地簿価総額 / 藤枝市の標準財政規模 = 基準年度0.230であり、達成すべき目標値0.1以下に対し0.013となった）を達成した。今後も、一般会計による買戻し等を進め、健全化を維持するよう努める。					
留 意 事 項					

- 注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。
- 2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方税	18,571	18,783	20,802	21,078	20,411	19,766	19,912	20,366	20,671	20,994
地方譲与税等	2,965	3,588	2,548	2,282	2,143	1,850	2,272	2,217	2,228	2,243
地方特例交付金	676	523	125	273	271	271	158	85	78	74
地方交付税	5,027	4,133	3,745	3,330	3,649	4,326	2,931	2,931	2,773	2,611
小計(一般財源計)	27,239	27,027	27,220	26,963	26,474	26,213	25,273	25,599	25,750	25,922
分担金・負担金	545	504	559	407	376	405	407	407	407	407
使用料・手数料	724	614	616	582	568	532	582	582	582	582
国庫支出金	3,369	3,149	3,125	4,525	5,047	4,835	6,157	6,246	6,244	6,276
うち普通建設事業に係るもの	1,385	1,237	1,160	932	1,326	1,375	892	887	878	915
都道府県支出金	1,531	1,794	2,075	2,198	1,979	2,485	1,992	2,028	2,083	2,082
うち普通建設事業に係るもの	245	409	387	487	258	285	217	216	214	224
財産収入	342	1,173	271	201	262	139	133	133	132	131
寄附金	13	13	5	9	34	9	9	9	9	9
繰入金	225	301	273	1,790	316	2,476	537	459	460	1,311
繰越金	1,149	1,156	1,589	1,830	1,620	1,720	746	500	500	500
諸収入	2,487	2,507	2,570	2,647	2,822	2,985	3,192	2,738	2,758	2,664
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三妙からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	5,050	4,171	4,906	3,614	3,894	4,651	4,515	4,749	4,649	4,562
うち臨時財政対策債等発行額						2,785	2,750	1,800	1,600	1,400
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>歳 入 合 計</b>	<b>42,674</b>	<b>42,409</b>	<b>43,209</b>	<b>44,766</b>	<b>43,392</b>	<b>46,450</b>	<b>43,543</b>	<b>43,450</b>	<b>43,574</b>	<b>44,446</b>
人件費 a	7,292	7,328	7,397	7,503	6,975	7,605	7,176	6,940	7,020	7,391
うち職員給	5,431	5,276	5,245	5,164	4,921	4,918	4,908	4,905	4,902	4,899
物件費 b	4,819	4,209	4,295	4,329	4,601	5,151	4,584	4,631	4,710	4,629
維持補修費 c	365	408	456	472	542	530	645	655	665	675
a + b + c = d	12,476	11,945	12,148	12,304	12,118	13,286	12,405	12,226	12,395	12,695
扶助費	3,587	3,850	4,333	4,553	4,760	6,991	8,938	9,203	9,281	9,346
補助費等	4,419	4,383	4,046	5,174	4,772	5,112	3,355	3,334	3,472	3,631
うち公営企業(法適)に対するもの	1,131	1,100	1,288	1,272	1,176	1,184	1,162	1,152	1,145	1,145
普通建設事業費	8,276	7,226	8,250	7,099	6,594	6,401	5,068	5,042	4,992	5,200
うち補助事業費	3,010	2,870	3,155	2,357	2,432	3,053	2,028	2,017	1,997	2,080
うち単独事業費	4,837	3,956	4,774	4,415	3,824	3,010	2,848	2,803	2,765	2,730
災害復旧事業費	42	40	99	35	21	32	10	10	10	10
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	5,886	5,762	5,937	6,203	6,191	5,876	5,962	5,932	5,845	5,908
うち元金償還分	4,548	4,478	4,723	5,064	5,143	4,927	5,016	4,996	4,915	4,983
積立金	158	1,191	249	312	364	312	306	306	107	108
貸付金	1,998	1,988	2,177	3,497	2,775	2,630	2,630	2,630	2,630	2,630
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三妙への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	4,501	4,256	4,038	3,352	3,351	3,586	3,611	3,514	3,575	3,651
うち公営企業(法非適)に対するもの	2,199	1,879	1,480	766	775	871	675	693	667	662
その他	177	179	101	618	726	1,478	758	753	767	767
<b>歳 出 合 計</b>	<b>41,520</b>	<b>40,820</b>	<b>41,378</b>	<b>43,147</b>	<b>41,672</b>	<b>45,704</b>	<b>43,043</b>	<b>42,950</b>	<b>43,074</b>	<b>43,946</b>

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
形式収支	1,155	1,589	1,831	1,619	1,720	746	500	500	500	500
実質収支	1,029	1,492	1,725	1,127	1,519	746	500	500	500	500
標準財政規模	25,068	25,035	25,037	26,222	26,560	27,046	27,046	27,046	27,046	27,046
財政力指数	0.78	0.80	0.82	0.85	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87
実質赤字比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
經常収支比率 (%)	80.7	81.8	88.0	88.9	86.5	89.2	89.6	88.8	89.6	91.8
実質公債費比率 (%)	18.0	19.2	16.1	15.7	14.4	14.3	14.3	14.2	14.1	14.0
地方債現在高	57,975	57,669	57,851	56,401	55,152	54,876	54,375	54,128	53,862	53,441
うち臨時財政対策債等発行額を除く								52,328	50,462	48,641
積立金現在高	9,860	10,827	10,908	9,749	9,848	7,735	7,537	7,393	7,051	5,858
財政調整基金	2,617	3,401	3,312	3,227	3,178	1,686	1,691	1,596	1,301	155
減債基金	1,057	1,087	1,094	1,082	1,083	583	231	31	31	31
その他特定目的基金	6,186	6,339	6,502	5,440	5,587	5,466	5,615	5,766	5,719	5,672
職員数	855	834	824	798	794	786	785	784	783	782

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

行政改革に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		<p>平成21年1月に藤枝市と岡部町が合併                      藤枝市・岡部町合併基本計画を平成20年1月に策定。                      市の個性を伸ばすまちづくり 笑顔で支えあう、安全・安心のまちづくり すこやかな心を育むまちづくり                      みんなで取り組む、地球にやさしいまちづくり 未来をみつめた、活力みなぎるまちづくり                      美しく快適な暮らしを支えるまちづくり                      合併によるスケールメリット（規模の効果）を活かしながら、簡素で効率的な行政運営を確立し、主体的な運営能力を発揮する。                      【合併に伴う主な行革効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算システム統合等による事務経費の削減</li> <li>・議員、特別職、一般職員の削減</li> <li>・合併支援制度を利用し、合併前の市町において課題となっていた事業について一体的・集中的・計画的に取り組むことが可能になる。</li> <li>・広域的なまちづくりの充実</li> </ul>
2 経常経費の見直し		<p>平成21年度より全事業を対象とした総点検を実施したが、今後も引き続き経常経費であってもすべて点検（新規、拡大、縮小、廃止等）の対象としていく。総点検については、職員が実施後、外部の有識者・市民で構成された評価委員会による審議を経て、その結果について予算に反映させていく。</p>
定員管理		<p>技能労務職については、平成11年度以来退職者の補充を行わない等、従来から職員数の抑制について積極的に取り組んできた結果、人口千人あたりの職員数では、5.5人と県内及び類似団体の中でもトップクラスである。定員適正化計画（藤枝市・旧岡部町合算＝H17～H21）によるH22年4月1日現在の全体の職員削減数は132名で、目標の82名を50名上回る結果となった。普通会計では削減数は80名で、目標の70名を10名上回る結果となった。今後も、行政組織の再編・スリム化、事務の効率化等により、職員数の削減に向けた取り組みが必要であるため、平成22年度中に新たな定員適正化計画を作成し、市施設の管理の指定管理者制度への移行や民営化あるいは行政の広域化等を視野にさらなる定数の適正化を進める。</p>
給与のあり方		
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>平成18年度から実施された国家公務員の給与構造改革に準じて、給与表の見直しによる給与水準の引き下げをはじめ、査定昇給制度の導入や新たな退職手当制度の導入等を行うとともに、新たな人事評価制度の構築に取り組んでいる。地域手当については、平成22年度から生活圏を同じくする近隣市と同様に3%に引き下げを実施した。</p>
技能労務職員の給与のあり方		<p>技能労務職員の給与水準が国公に比べ若干高いレベルにあり、職種転向により給与水準が突出している職員が存在することで、水準を上げている要因はあるものの、それ以上に給料表の抜本的な見直しが必要であるため、早急に取り組む。                      なお、総務省通知（「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」H19.7.6）に基づき平成20年10月に「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」を公表した。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方		<p>従来から、勸奨退職以外の退職時特別昇給は行っておらず、勸奨退職（希望優遇退職）時の特別昇給も平成18年度を最終年度として廃止し、勸奨退職についても合併を控えていたことから条例上残す結果となったが、勸奨退職者の募集は平成19年度以降中止している。</p>

<p>福利厚生事業のあり方</p>		<p>福利厚生事業は、職員互助会の事業として補助金を交付して実施しているが、補助率について引き下げを行ってきており、現在、給料総額の3/1000となっている。 また、職員互助会の会計処理について、市補助金を財源とする事業会計と、職員の会費のみを財源とする事業会計とに分離し、公費を充当することが好ましくない事業は後者で実施するなど、職員互助会会計における明確化と適正化を図った。</p>
<p>物件費、維持補修費等の見直し</p>		<p>需用費（消耗品費、光熱水費、印刷製本費等）、委託料（庁舎清掃業務委託、施設警備委託等）、役務費（郵送料等）等の庁内の経費について、各所管課の予算要求段階で対前年度3%削減目標をとし毎年度実施してきた。今後も庁内経費については、引き続きシーリングをかけていく。 維持補修費は、施設等の経年劣化により増加の傾向にあるが、「アセットマネジメント基本方針」を策定し、計画的な維持補修による施設等の長寿命化を進めていく。</p>
<p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の導入については、制度対応可能施設に順次導入しており（新規導入施設数30施設）、今後も着実に推進していく。</li> <li>・市立保育所1施設について、平成18年度より民営化の実施のための懇話会を組織し、民営化実施の可否、移管先の選定等の検討を行ってきた。平成19年度には、移管先を決定し民間への引継ぎを行い、平成20年度より完全移管を実施した。</li> <li>・市立知的障害児通園施設の民営化をすすめ、平成21年度より社会福祉法人に完全移管した。</li> <li>・市民課業務の民間委託を順次進め、平成18年度には入力業務1名だったものを、年々拡大し平成22年度は入力・窓口業務あわせて7名の民間委託を導入し、職員の削減を進めた。今後も様々な分野で民間委託を導入していく。</li> </ul> <p>《指定管理者制度の改善額の積算基礎》 各施設における指定管理者制度導入前年度の（物件費＋使用料）－（指定管理者委託料＋使用料）＝効果額 効果額 H16以降毎年度 養護老人ホーム36百万円 H18以降毎年度 老人福祉センター外17施設 50百万円（計画前5年度計 158百万円） H19以降毎年度 勤労者福祉センター8百万円（計画期間計 40百万円）</p>
<p>その他</p>		

行政改革に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容									
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保		<p>市税徴収強化の取り組み                      税務所管部の職員による現年滞納分の電話催告強化月間（8月、10月、12月）を実施。また、嘱託職員による随時電話催告を行い、早期納付を促した。                      催告書を年3回郵送し、早期納付を促した。                      平成19年度より開始した市内行政センター等11ヶ所における市税等収納業務の利用者も年々増加しており、平成22年度以降は納税者のさらなる利便性を向上させるため取扱い時間の（夜間）延長を図っていく。                      納税課は毎週木曜日、午後7時まで開庁し、夜間納税相談を実施。（平成21年度実績 46日 248件）                      平成22年度の組織改変により「債権回収対策室」を設置。納税課と連携し未収入額の解消を図る。                      広域連合静岡地方滞納整理機構に徴収困難事案を引き続き移管し（平成22年度は45件）、未収入額の解消を図る。                      インターネット公売を活用し差押物件を換価する。                      H21年度の現年と滞納繰越分の合計収納率は、93.1%である。</p> <p>市有地の処分及び民間貸付                      市有地のうち売却可能市有地については、行財政改革行動計画に位置づけられており、市ホームページでのPR、市広報誌への掲載等により、引き続き積極的に売却処分に取り組んでいく。また、行政目的の完了した物件を精査し、更なる売却可能物件を拾いだし売却処分を推し進めるとともに、買受希望のない土地等については、民間事業であるインターネットオークション等を活用し売却を推進する。                      ・ H19 77百万円                      H20 33百万円                      H21 57百万円</p> <p>平成22年度中に、市駅前にある約2,500㎡の市有地の売却を進める（200百万円）</p> <p>市所有土地の民間貸付については、平成17年度に、土地開発公社から買い戻した土地を民間事業者への貸付け（20年間定期借地）、年間52百万円の財産貸付収入がある。平成19年度は、駅南口の近隣にある土地を土地開発公社から買戻し、民間事業者へ貸付を実施し、財産貸付収入として年間39百万円の財産貸付収入がある。このことで、民間事業者の箱物施設による駅周辺の賑わいの創出効果も期待できる。また、民間事業者が箱物を整備することにより、建物にかかる固定資産税等の増収が見込まれる。                      《改善額の積算基礎》                      ・ にぎわい拠点施設への貸付額    H19 3百万円    H20 13百万円    H21以降毎年度39百万円    （計画期間計 133百万円）</p>									
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		<p>土地開発公社では、暫定的に所有地を活用した付帯事業を行っている。                      一方、有利子負債（平成21年度末 2.3億円）は一般会計への計画的な買戻しなどにより縮減を図る。                      なお、土地開発公社の経営の健全化に関する計画（平成17年度から平成21年度）に積極的に取り組んだ結果、平成19年度末に目標（保有期間5年以上の債務保証対象土地簿価総額 / 藤枝市の標準財政規模 = 基準年度0.230であり、達成すべき目標値0.1以下に対し0.013となった）を達成した。</p>									
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		<table border="1" data-bbox="141 1145 2123 1465"> <tr> <td data-bbox="141 1145 651 1254">行政改革や財政状況に関する情報公開</td> <td data-bbox="651 1145 808 1254"></td> <td data-bbox="808 1145 2123 1254"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 1254 651 1362">    給与及び定員管理の状況の公表</td> <td data-bbox="651 1254 808 1362"></td> <td data-bbox="808 1254 2123 1362">市広報誌(毎年12月5日号)、市ホームページへ掲載している。また、総務省による「人事行政の運営状況」も公表している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 1362 651 1465">    財政情報の開示</td> <td data-bbox="651 1362 808 1465"></td> <td data-bbox="808 1362 2123 1465">市条例に基づき6月、12月の年2回、当初予算の内容については4月に、市広報誌及び市ホームページで公表している。</td> </tr> </table>	行政改革や財政状況に関する情報公開			給与及び定員管理の状況の公表		市広報誌(毎年12月5日号)、市ホームページへ掲載している。また、総務省による「人事行政の運営状況」も公表している。	財政情報の開示		市条例に基づき6月、12月の年2回、当初予算の内容については4月に、市広報誌及び市ホームページで公表している。
行政改革や財政状況に関する情報公開											
給与及び定員管理の状況の公表		市広報誌(毎年12月5日号)、市ホームページへ掲載している。また、総務省による「人事行政の運営状況」も公表している。									
財政情報の開示		市条例に基づき6月、12月の年2回、当初予算の内容については4月に、市広報誌及び市ホームページで公表している。									



<p>行政評価の導入</p>		<p>平成14年度より藤枝市第4次総合計画に掲載された88項目の数値目標を対象として、事務事業評価を実施。  ・数値目標には活動指標と成果指標が混在</p> <p>平成18年度に主要事業を対象とした行政評価（内部評価）を実施。（62事業）  ・すべての対象事業で活動指標と成果指標をそれぞれ設け、評価した。事業実施課以外の職員による2次評価を実施</p> <p>平成19年度に主要事業を対象とした行政評価（内部評価＋外部評価）を実施。（105事業）  ・前年の手法を踏襲した上で、抽出した8事業について有識者による外部評価を実施</p> <p>平成21年度より全事業（1,045事業）を対象とした総点検を実施  ・職員による総点検後、有識者・市民で構成された評価委員会が公開の場で審議  ・点検結果は市ホームページで公表し、平成22年度予算に反映させた。  ・平成22年度以降も継続実施の方針</p>
<p>6 その他</p>		<p>市債残高を縮減するために、投資的単独事業については毎年度予算要求段階でマイナスシーリングを掛け、事業費を圧縮してきた。今後も継続して単独事業費の抑制を図るとともに市債発行を抑制していく。また、国・県の補助制度の活用や特目基金の活用により財源を確保し、市債発行を抑制する。  特に公共下水道会計については、引き続き、維持管理経費の予算段階でのシーリング、菅渠工事費の圧縮を行うとともに、未加入世帯への戸別訪問や加入PRによる水洗化率向上、使用料単価の改正等により繰出総額の抑制を図る。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を「 の課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	新たな定員適正化計画（H22～H26）について今後策定し、行政組織の再編・スリム化、指定管理者制度の推進や事務の効率化等により職員数の減少に向けた取組に努める。（平成23年2月議会へ報告予定） 新規事業を除いた需用費、委託料、役員費等の庁内経費については、予算要求の段階で3%削減を目標とする。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	市債残高を縮減するため、投資的単独事業については予算段階で事業費を圧縮する。また、事業の実施にあたっては国・県の補助制度の活用や基金の活用をするとともに、税収の確保や市有地の貸付・処分をするなど一般財源の確保を図る。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	各特別会計等の独立採算を原則に、分担金・使用料などの適正化に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。  
 2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。  
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			（当初計画前年度）	（当初計画初年度）	（当初計画第2年度）	（当初計画第3年度）	（当初計画第4年度）	（当初計画第5年度）		（延長計画3年度）	（延長計画4年度）	（延長計画5年度）	
	実質公債費比率	当初計画の目標値		19.5	20.0	19.5	18.8	18.3					
		（実績値）	19.2	16.1	15.7	14.4							
		延長計画の目標値					14.3	14.3			14.2	14.1	14.0
		（実績値）											
	地方高債現	当初計画の目標値		57,873	55,996	53,824	51,359	48,657					
		（実績値）	57,669	57,851	56,401	55,152							
		延長計画の目標値					54,876	54,375			54,128	53,862	53,441
		（実績値）											
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	人件費（退職手当を除く）		6,560	6,535	6,470	6,347	6,330	6,149					
	改善効果額			25	90	213	230	411	969				
	市有地民間貸付の推進		0	3	13	39	39	39					
	改善効果額			3	13	39	39	39	133				
	行政管理経費（物件費中指定管理者制度推進）		86	94	94	94	94	94					
改善効果額			8	8	8	8	8	40					
改善効果額													
									当初計画改善効果額 合計	1,142			
									<参考> 当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）	51			

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	市有地の売却							200					
	改善効果額							200					200
	改善効果額												
	改善効果額												

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。  
 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。  
 3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。  
 4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A	200
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0
A + B C	200
Cのうち公営企業会計加算分 D	0
（Dの内訳） 会計への加算額	0
会計への加算額	0
C - D	200
<参考> 補償金免除額（旧資金運用部資金）	1